

## Ⅶ 家計調査職業分類表

世帯区分	職業区分	種類	基準	内容例示
勤労者世帯	1	常用労務作業者	官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体的労働に従事している者	仕上工，検査工，製図工，分析工，見習工，工事人，印刷工，塗装工，電車運転士，自動車運転手，航海士，車掌，配達員，集金人，警備員，守衛，用務員，清掃員，新聞販売人，ダンサー，ウエイター，大工，とび職，左官，理容師，介護士，ホームヘルパー，保育助手，販売店員，映写技師など
	2	臨時及び日々雇労務作業者	官公庁又は民間に30日未満の期間又は日々の契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者	
	3	民間職員	民間の鉱山，工場，会社，商店，病院，学校などに勤め、主として事務的，技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係を含む。 なお，「7」に分類する者は除く。	執行役員，会計事務員，一般事務員，仕入主任，人事係長，課長，営業，所長，検事，判事，船長，高級船員，駅長，学校長，教員，警察官，消防士，保線区長，現場監督，新聞記者，医師，薬剤師，工場長，研究者，機械技術者，電気技術者，大学助手，パソコン等操作員，電話交換手，鉄道専務車掌，通信士，カメラマン，看護師，写真師，外交員，デザイナー，保健師，ケアマネージャー，看護助手，歯科助手，動物看護師，講師，ラジオ・テレビアナウンサー，通訳，図書館司書，速記者など
	4	官公職員	官公庁又は官公立の病院，学校などに勤め、主として事務的，技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係は民間とする。 なお，「7」に分類する者は除く。	
個人営業世帯	5	商人及び職人	独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造，加工，販売又はサービスを提供する業主 なお，「6」に分類する者は除く。	たばこ店主，魚店主，菓子店主，洋品店主，写真店主，染物店主，質店主，理髪店主，表具店主，行商，ブローカー，大工，庭師，アパート経営者，個人タクシー運転手など
	6	個人経営者	独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業，工業，サービス業などを経営してその企画管理に従事する者	大商店主，大工場主，私立病院経営者，私立学校経営者，パチンコ店経営者，食堂経営者，不動産業経営者など
	12	農林漁業従事者	独立して農作物の栽培・収穫，養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育，林木の育成・伐採・搬出，水産動植物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者	農耕作業，養蚕作業，養畜作業，伐木作業，育林作業，漁ろう作業，あま，海草・貝採取作業，水産養殖作業など
その他の世帯	7	法人経営者	法人組織（合名，合資，有限，株式会社等）で家族でない使用人5人以上を雇用する会社，団体などの役員 なお，「3」，「4」に分類されるべき者でも，程度の高い企画管理，行政事務又は監督事務に従事する者は含める。	社長，取締役，監査役，理事，銀行頭取，相談役，大臣，長官，事務次官，局長，総裁，知事，副知事，市長，区長，町長，村長，地方公共団体の会計管理者，教育委員など
	8	自由業者	個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者 ただし，雇用されている者は除く。	弁護士，公認会計士，開業医，助産師，建築士，あん摩マッサージ指圧師，僧侶，神職，画家，図案家，著述家，作曲家，行政書士，評論家，生花教授，コンサルタントなど
	9	その他	「1」～「8」，「12」の分類に当てはまらない者	議員，芸能人（歌手，俳優など），モデル，職業スポーツ家（野球選手，競輪選手，力士など），内職者など
	10	無職	職業のない者	年金生活者，失業者，住み込みの家事使用人（お手伝いなど），住み込みの営業上の使用人，主婦など
	11	家族従業者	家業に従事している者	

(注) 世帯区分は世帯主の職業により分類している。